

平成30年10月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年10月18日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 9月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第70号 平成30年度大津市一般会計教育費9月補正予算（第2次・災害関連）に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第71号 平成30年度大津市学校給食事業特別会計9月補正予算（第2次・災害関連）に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第72号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員
船見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、飯田教育総務課長、山崎同課指導主事、西本同課主事、脇学校教育課長、小林児童生徒支援課長、本郷学校給食課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長、他谷幼児政策課長、三上同課指導監、服部保育幼稚園課長、森同課長補佐
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が10月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

9月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第70号 平成30年度大津市一般会計教育費9月補正予算(第2次・災害関連)に関する意見の申出に係る臨時代理について

○議案第71号 平成30年度大津市学校給食事業特別会計9月補正予算(第2次・災害関連)に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○西村政策監 今回の補正予算については、本年9月上旬の台風21号による暴風雨に伴う施設等の災害復旧費の補正である。今回の台風では、かなりの数の小中学校において損傷があり、また、一部社会教育施設等においても被害が出た。

一般会計教育費の今回の補正額は、1億467万5千円であり、補正後の教育費総額は93億3,472万4千円となる。また、学校給食事業特別会計の今回の補正額は、74万1千円となり、補正後の総額は15億2,674万1千円となる。

一般会計について、通番30、「設備維持管理補修費(小)」は、小松小学校ほか31校における、屋根・軒天・窓ガラス・フェンスの修繕や、倒木の撤去に係る費用、通番31、「学校管理運営費(小)」は、小野小学校の書架を始め、ほか3校における備品の損傷に伴う更新費に伴うもの、通番32、及び通番33、「設備維持管理補修費(中)」は、石山中学校の屋上防水改修をはじめ、ほか15校の屋根・軒天・窓ガラス・防球ネットの修繕や、倒木の撤去などの復旧費、また、屋上防水改修等に係る設計等委託料である。

通番35、「北部地域文化センター管理運営費」は、同施設の、雨漏れ補修に伴う設計及び工事費、通番36、「公民館管理運営費」は、小野公民館の東側外壁面の補修に関する修繕料、通番37、「文化財保護管理運営費」は、皇子山古墳ほか4箇所の史跡・遺跡における倒木に伴う復旧費である。通番38、「学校給食事業特別会計繰出金」は、給食共同調理場の復旧費の計上に伴う、学校給食事業特別会計への繰出金の補正である。

学校給食事業特別会計について、通番1、「学校給食管理運営費(小)」は、各学校給食共同調理場の軒天の修繕、倒木の撤去等に伴う復旧費であり、通番2、「特別会計歳入(学校給食事業)」は、先ほど説明した一般会計からの繰入金等の歳入の補正である。

○服部保育幼稚園課長 通番34、「施設維持管理補修費(幼)」は、仰木幼稚園ほか19園における屋根やフェンス等の補修、倒木撤去等に係る復旧費用である。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第72号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○飯田教育総務課長 本件については、去る4月20日の教育委員会臨時会における教育委員からの意見を受けて、所要の規則改正を行うものである。

改正点は主に2点であり、1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定を踏まえた会議の種類を整理するもの、2点目は、同法同条第7項における会議を非公開とすることができる事件について、類型を追加するものである。

1点目については、中核市の大半が規則においても規定している内容である。本市においては、現行の規定では「必要がある場合に招集する」、となっているが、これを、「教育長が必要と認めた場合又は法第14条第2項に定めるところにより会議の招集を請求された場合に招集する」と改正するものである。

2点目についても、中核市の大半が規則において何らかの規定を設けている。非公開とする事件の例については、他市の例も参考に、本市として非公開にすべき事件を追加することとし、第16条に、以下を加える。

「法第14条第7項ただし書に定めるところにより会議を公開しないことができる事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 人事に関する事件
- (2) 訴訟及び審査請求に関する事件
- (3) 会議を公開することにより個人の権利利益が害されるおそれのある事件
- (4) 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関する事件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は適正な実施に支障を来すおそれのある事件」

なお、これらの改正に伴い、第1条に「以下、法という」を加えたほか、第2条第2項、第3項の会期についての定めを第4項にまとめ、また第3条第1項の「付すべき」を「付議すべき」に変更する。

【質 疑】

○日渡委員 法第14条第2項は臨時会のことを想定していると思われるが、改正規則において「教育長が必要と認めた場合」に臨時会が開催できるとするのは、どのような法の根拠に基づく整理か。

○西本教育総務課主事 法第14条第1項において、「教育委員会の会議は、教育長が招集する」という規定があるため、改正規則においては、臨時会を開くことができる場合として、同項の規定に基づくものを前段とし、第2項に基づくものを後段とした。

○日渡委員 法第14条第1項の規定は定例会のみを指すのではないという理解でよいか。

○西本教育総務課主事 定例会、臨時会ともに招集権があるものと解する。

【採 決】 可決

閉会 教育長が10月定例会の閉会を宣言